

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年12月16日

水 曜 日

号 外(4)

目 次

規 則

○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第60号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条の表以外の部分中「徴収猶予、換価の猶予」を「徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予」に改め、同条の表の(1)の項中「若しくは第2項又は法第15条第3項」を「第2項若しくは第4項（法第15条の6第3項において準用する場合を含む。）又は第15条の6第1項」に、「徴収猶予又は徴収猶予」を「徴収の猶予若しくは徴収の猶予」に改め、「延長」の次に「又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長」を加え、同表の(2)の項中「第15条第4項前段（法第15条の5第3項）を「第15条の2の2第1項（法第15条の5の2第3項及び第15条の6の2第3項）に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同表の(3)の項中「第15条第4項後段（法第15条の5第3項において）」を「第15条の2の2第2項（法第15条の6の2第3項において読み替えて）」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同表の(4)の項中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改め、同表の(5)の項中「徴収猶予」

を「徴収の猶予」に、「第15条の6第2項」を「第15条の6の3第2項」に改める。
第21条を次のように改める。

(徴収の猶予等の申請手続)

第21条 条例第12条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が 100万円を超え、かつ、猶予期間が 3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 条例第12条第2項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前 1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が 100万円を超え、かつ、猶予期間が 3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 条例第12条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 条例第12条第4項に規定する規則で定めるものは、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 条例第12条第5項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 条例第12条第6項に規定する規則で定めるものは、第2項第4号に掲げる書類とする。

第21条の次に次の2条を加える。

(職権による換価の猶予等の手続)

第21条の2 条例第14条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予等の申請手続)

第21条の3 条例第16条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第21条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額

2 条例第16条第2項に規定する規則で定めるものは、第21条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

3 条例第16条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 第21条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第21条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第1項第3号に掲げる事項

第23条の見出し中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条中「第15条第1項後段（法第15条の5第3項において）」を「第15条第3項及び第5項（法第15条の5第2項及び第15条の6第3項において読み替えて）」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める。

第24条第1項中「徴収猶予若しくは換価の猶予」を「徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予」に改める。

第28条第3項中「第53条第36項」を「第53条第33項」に改め、同条第4項中「第53条第38項」を「第53条第35項」に改める。

第40条の表中(20)の項を(21)の項とし、同表の(19)の項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項を同表の(20)の項とし、同表の(18)の項中「第15条第4項後段」を「第15条の2の2第2項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項を同表の(19)の項とし、同表の(17)の項中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項を同表の(18)の項とし、同表の(16)の項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項を同表の(17)の項とし、同表の(15)の項の次に次のように加える。

(16) 条例第68条第3項の規定による届出書（個人の 行う事業の開始（廃止）届）	第65号様式の3
--	----------

第42条中「、法第53条第39項若しくは第40項の規定により法人税割の計算上控除することができなかつた金額」を削り、「同条第41項」を「法第53条第36項」に改める。

第44条の表の(9)の項中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に改め、同表の(10)の項中「第15条第4項後段」を「第15条の2の2第2項」に改める。

第52条の表の(3)の項中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に改め、同表の(4)の項中「第15条第4項後段」を「第15条の2の2第2項」に改める。

第67条の表の(6)の項中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同表の(7)の項中「第15条第4項後段」を「第15条の2の2第2項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同表の(8)の項中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。

第12号様式(4)の(表)中「法人番号」を「管理番号」に、「法人番号」を「管理番号」に改める。

第13号様式中 「住所(居所) 事務所(事業所)所在地 氏名(名称) 印」を

「住所(居所) 事務所(事業所)所在地 氏名(名称) 個人番号(法人番号) 印」に改める。

第13号様式の2中 「氏名(名称) 個人番号(法人番号)」を「氏名(名称) 個人番号(法人番号)」に改める。

第13号様式の4中 「住所(居所) 事務所(事業所)所在地 氏名(名称) 印」を

「住所(居所) 事務所(事業所)所在地 氏名(名称) 個人番号(法人番号) 印」に改める。

第15号様式中

「← 4.5センチメートル →」を削る。

第20号様式中 「

氏 名 (名称)

」を

氏名 (名称)	個人番号 (法人番号)

に改める。

第21号様式の 2 中

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	㊤

を

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	㊤
個人番号 (法人番号)	

に改める。

第29号様式中

納税者 (特別徴収義務者)

住 (居) 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

を

「納税者 (特別徴収義務者)

住 (居) 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

個人番号
(法人番号)

印 に、

」

徴 収 猶 予 申 請 書 徴収猶予期間の延長

を

徴 収 の 猶 予 徴収の猶予期間の延長 申請書 換 価 の 猶 予 換価の猶予期間の延長
--

に、

次のとおり 徴 収 猶 予 を受けたく、別紙 徴 収 猶 予 を必要 徴収猶予期間の延長 徴収猶予期間の延長 とする理由を証明する書類を添付して申請します。
--

を

次のとおり 徴 収 の 猶 予 を受けたく、別紙 徴 収 の 猶 予 を必要 徴収の猶予期間の延長 換 価 の 猶 予 換 価 の 猶 予 換価の猶予期間の延長 換価の猶予期間の延長 とする理由を証明する書類を添付して申請します。
--

に、

徴 収 猶 予 期 間 の 延 長 徴収猶予期間の延長 を受ける金額 と	を	納 付 又 は 納 入 す べ き 県 税 に、
---	---	-----------------------------

徴 収 猶 予 を受けようとする期間 徴収猶予期間の延長	年 月 日 から 年 月 日 まで
既に徴収猶予を受けた期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
徴 収 猶 予 を 徴収猶予期間の延長 受けようとする理由	

を

納付又は納入すべき県税のうち、徴収の猶予又は換価の猶予を受けようとする金額	同				同
---------------------------------------	---	--	--	--	---

徴収の猶予 徴収の猶予期間の延長 換価の猶予 換価の猶予期間の延長	年 月 日 から 年 月 日 まで
既に 徴収の猶予 換価の猶予 を受けた期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
徴収の猶予 徴収の猶予期間の延長 換価の猶予 換価の猶予期間の延長 を受けようとする理由	

に改める。

第30号様式中「徴収猶予期間の延長」を「徴収の猶予
徴収の猶予期間の延長」に、

「徴収猶予期間の延長」を「徴収の猶予
徴収の猶予期間の延長」に、

「 | さい。その期限までに納付（納入）されないときは、徴収猶予等を取り消すことがあり
ますので、念のため申し添えます。 | 」

を

「 | さい。その期限までに納付（納入）されないときは、徴収の猶予等を取り消すことが
ありますので、念のため申し添えます。 | 」

に、
「徴収猶予期間の延長」を「徴収の猶予期間の延長」に改める。

第30号様式の2中「徴収猶予期間の延長」を「徴収の猶予
徴収の猶予期間の延長」に、

「徴収猶予期間の延長」

を
「徴収の猶予期間の延長」に改める。

第31号様式中「 地方税法第十五条の二第二項」を「地方税法第15条の2の3第2項」

「納税者（特別徴収義務者）

に、 住 所（所在地） を
氏 名（名 称） ㊦」

「納税者（特別徴収義務者）

住 所（所在地）
氏 名（名 称） ㊦ に改める。
個人番号（法人番号） 」

第33号様式中「徴 収 猶 予」を「徴 収 の 猶 予」に、

「徴 収 猶 予」を「徴収の猶予」に、 「徴 収 の 猶 予」を
「徴 収 の 猶 予」に、 「徴 収 の 猶 予」を
「徴 収 の 猶 予」に、 「徴 収 の 猶 予」を
「徴 収 の 猶 予」に、 「徴 収 の 猶 予」を

「徴収の猶予」に改める。

第39号様式中「氏 名（名 称）」を「氏 名（名 称）
法人番号」に改める。

「請求者
第42号様式中 住所（所在地） を
氏名（名 称） ㊦
電話番号 」

「請求者
住所（所在地）
氏名（名 称） ㊦ に改める。
個人番号（法人番号）
電話番号 」

「請求者
第42号様式の2中 請求者 法人番号 を 管理番号
主たる事務所又は 事業所の所在地 に改める。
事業所の所在地 法人番号 」

「請求者
第42号様式の3中 住 所（所在地） を
氏 名（名 称） ㊦」

「住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) ㊦ に改める。
個人番号 (法人番号) 」

第43号様式(5)を次のように改める。

「申請者

第43号様式の2中 住所(所在地) を
氏名(名称) 印」

「申請者

住所(所在地)
氏名(名称) 印 に改める。
個人番号(法人番号) 」

「

第44号様式中 住(居)所(所在地) を
氏 名(名 称) ㊟」

「住(居)所(所在地)

氏 名(名 称) ㊟ に改める。
個人番号(法人番号) 」

「納税者(特別徴収義務者)

第46号様式中 住 所(所在地) を
氏 名(名 称) ㊟」

「納税者(特別徴収義務者)

住 所(所在地)
氏 名(名 称) ㊟ に、
個人番号(法人番号) 」

「備 考 減免を必要とする事由を証明する書類を添付すること。 を
」

「備考
1 減免を必要とする事由を証明する書類を添付すること。 に改める。
2 個人が減免申請する場合、法人番号の記入は必要ありません。」

「納 税 者

第47号様式中 住 所(所在地) を
氏 名(名 称) ㊟」

「納 税 者

住 所(所在地)
氏 名(名 称) ㊟ に改める。
個人番号(法人番号) 」

第47号様式の2(1)中

申 請 者	自動車の所有者 (納税義務者)	住所 フリガナ	
		氏名	印
		身体障害者等 との続柄	電話番号(日中に連絡可能なもの)

を

「

申請者	自動車の所有者 (納税義務者)	住所			
		フリガナ 氏名	印		
		身体障害者等 との続柄		電話番号 (日中に連絡可能なもの)	
		個人番号 (自動車税の年税額に対す る減免申請の場合のみ記入 してください。)			

」

に改める。

第47号様式の 2(2)中

「

電話番号

」

を

「

電話番号

※個人番号

(法人番号)

」

に、

摘要		※	年 月 日	担当者印
----	--	---	-------	------

を

摘要		処理事項	年 月 日	担当者印
----	--	------	-------	------

に、

「備考

- 1 「申請内容」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「減免額」欄は、減免の場合のみ記載してください。
- 3 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 課税免除・減免の要件に該当することを証明する書類を添付してください。」

を

「備考

- 1 「※個人番号 (法人番号)」は、自動車税の年税額に対する減免申請の場合のみ記入してください。
- 2 「申請内容」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「減免額」欄は、減免申請の場合のみ記入してください。
- 4 「処理事項」欄は、記入しないでください。
- 5 課税免除・減免の要件に該当することを証明する書類を添付してください。」

に改める。

「納税義務者

第47号様式の3中 住所 を
氏名 氏名 印

「納税義務者

住所
氏名 印 に改める。
個人番号

「納税者（特別徴収義務者）

第48号様式中 住（居）所（所在地） を
氏名（名称） 印

「納税者（特別徴収義務者）

住（居）所（所在地）
氏名（名称） 印 に改める。
個人番号（法人番号）

第62号様式中 「法人番号」を「管理番号」に、「資本金等の額又は連結個別資本金等の額」を

「 <u>資本金等の額</u> 」に、	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑳								
	既に納付の確定した当期分の事業税額 ㉑								
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉒								
	差引徴収事業税額 ㉓—㉑—㉒—㉔ ㉕								

を

「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額 ㉖

仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉑	千	百	十	円	期	当	分	の	事	業	税	額	㉒						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉒																			
差引徴収事業税額 ㉓—㉑—㉒—㉔ ㉕																			

に、「㉖」を「㉗」に、「㉗」

を「㉘」に、「㉘」を「㉙」に、「㉙」を「㉚」に、「㉚」を「㉛」に、「㉛」を「㉜」に、「㉜」を「㉝」に、「㉝」を「㉞」に、「㉞」を「㉟」に、「㉟」を「㊱」に、「㊱」を「㊲」に、「㊲」を「㊳」に、「㊳」を「㊴」に、「㊴」を「㊵」に、「㊵」を「㊶」に、「㊶」を「㊷」に、「㊷」を「㊸」に、「㊸」を「㊹」に、「㊹」を「㊺」に、「㊺」を「㊻」に、「㊻」を「㊼」に、「㊼」を「㊽」に、「㊽」を「㊾」に改める。

「特別徴収義務者・取扱営業所等

第62号様式の2（表）中 所在地 を
名称 印

「特別徴収義務者・取扱営業所等

所在地
名称 印 に、
法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20				

を

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19					

に改め、同表（裏）中

1	公社債利子
2	銀行預金利子
3	銀行以外の金融機関の預貯金利子
4	勤務先預金等の利子
5	合同運用信託の収益の分配
6	公社債投資信託の収益の分配
7	郵便貯金利子
8	公募公社債等運用投資信託の収益の分配
9	国外公社債等の利子等
10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
11	私募公社債等運用投資信託の収益の分配
12	社債的受益証券の収益の分配
13	国外公募投資信託等の収益の分配
14	懸賞金付預貯金等の懸賞金等
15	定期積金の給付補てん金
16	掛金の給付補てん金
17	抵当証券の利息
18	貴金属等の売戻条件付売買の利益
19	外貨建預貯金等の為替差益
20	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

を

1	特定公社債以外の公社債の利子
2	銀行預金利子
3	銀行以外の金融機関の預貯金利子
4	勤務先預金等の利子
5	合同運用信託の収益の分配
6	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配
7	郵便貯金利子
8	国外一般公社債等の利子等
9	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配
11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
13	懸賞金付預貯金等の懸賞金等
14	定期積金の給付補てん金

に改める。

15 掛金の給付補てん金
16 抵当証券の利息
17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
18 外貨建預貯金等の為替差益
19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

第62号様式の 4 (1)から第62号様式の 5 (2)までの規定中「特別徴収義務者番号」を「整理番号」に改める。

第65号様式中「法人番号」を「管理番号」に、

「
(ふりがな)
 法人名

を

「
 法人番号
(ふりがな)
 法人名

に、

設立登記年月日	資本金の額又は出資金の額	千円	県数	
	資本金等の額又は連結個別資本金等の額	千円		

を

設立登記年月日	資本金の額又は出資金の額	千円	県数	
	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	千円		
	資本金等の額	千円		

に改める。

第65号様式の 2 (1)及び第65号様式の 2 (2)中「法人番号」を「管理番号」に、

「
 主たる事務所又は
 事業所の所在地 _____ を
 電話番号 (_____) 郵便番号 (_____)

「主たる事務所又は
 事業所の所在地 _____ に改める。
 電話番号 (_____) 郵便番号 (_____)
 法人番号 _____

第65号様式の 2 (2)の次に次の 2 様式を加える。

第72号様式中 「住(居)所
(所在地) を
氏 名 印
(名 称) 」

「住(居)所
(所在地)
氏 名 印 に改める。
(名 称)
個人番号
(法人番号) 」

第73号様式中 「住(居)所
(所在地) 氏 名 印 を
(名 称) 」

「住(居)所
(所在地) 印 に改める。
氏 名
(名 称)
個人番号
(法人番号) 」

第73号様式の2中 「代 表 者
住所(所在地) を
氏名(名 称) 印」

「代 表 者
住 所(所在地) 印 に改める。
氏 名(名 称) 印
個人番号(法人番号) 」

第75号様式(1)及び第75号様式(2)中 「(名 称) 「(名 称)
を 個人番号 に改める。
(法人番号) 」

第76号様式(1)中 「新所有者」を「新所有者
氏 名
(名 称)
個人番号
(法人番号)」に改める。

第76号様式(2)中

不動産の所在地	種類	構造	床面積	決定 価格 (再建築費評点数)	取得者の住所又は所在地 取得者の氏名又は名称
---------	----	----	-----	--------------------	---------------------------

を

不動産の所在地	種類	構造	床面積	決定 価格 (再建築費評点数)	取得者の住所又は所在地 取得者の氏名又は名称 個人番号又は法人番号
---------	----	----	-----	--------------------	---

第77号様式(3)中

住 所	氏 名

を

住 所 (所 在 地)	個人番号 (法人番号)	氏 名 (名 称)

に改める。

「

第79号様式(1)中
 納税者
 住(居)所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)
 を
 印」

「納税者
 住(居)所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)
 個人番号
 (法人番号)
 に改める。
 印
 」

「

第79号様式(2)中
 納税者
 住(居)所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)
 を
 印」

「納税者
 住(居)所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)
 個人番号
 (法人番号)
 に改める。
 印
 」

「

第79号様式(3)及び第79号様式(4)中
 納税者
 住(居)所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)
 を
 印」

「納税者
 住(居)所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)
 個人番号
 (法人番号)
 に改める。
 印
 」

「住所(所在地)

第79号様式(5)中
 氏名(名 称)
 を
 印」

「住所（所在地）
 氏名（名 称） 印 に改める。
 個人番号（法人番号）」

第79号様式(6)中 「氏名（名 称）」を「氏名（名 称）
 個人番号（法人番号）」に改める。

第80号様式(1)中 「納 税 者
 住所（所在地） を
 氏名（名 称） ⑩
 電話番号」

「納 税 者
 住所（所在地）
 氏名（名 称） ⑩ に改める。
 個人番号（法人番号）
 電話番号」

第80号様式(2)中 「電話番号」を「個人番号（法人番号）
 電話番号」に改める。

第80号様式(3)中 「納 税 者
 住所（所在地） を
 氏名（名 称） ⑩」

「納 税 者
 住所（所在地）
 氏名（名 称） ⑩ に改める。
 個人番号（法人番号）」

第80号様式(4)中 「納 税 者
 住所（所在地） を
 氏名（名 称） ⑩」

「納 税 者
 住所（所在地）
 氏名（名 称） ⑩ に改める。
 個人番号（法人番号）」

第80号様式(5)中 「納 税 者
 住所（所在地） を
 氏名（名 称） ⑩」

「納税者

住所 (所在地)
氏名 (名 称) 印 に改める。
個人番号 (法人番号) 」

「

第80号様式(6)中 納税者
住所 (所在地) を
氏名 (名 称) 印」

「納税者

住所 (所在地)
氏名 (名 称) 印 に改める。
個人番号 (法人番号) 」

「

第80号様式(7)中 納税者
住所 (所在地)
氏名 (名 称) 印 を
電話番号 」


「納税者

住所 (所在地)
氏名 (名 称) 印 に改める。
個人番号 (法人番号)
電話番号 」

第84号様式の 2 中 「氏名(名称)」を「氏名(名称) 法人番号」に改める。

第85号様式中 「氏名(名称)」を「氏名(名称) 法人番号」に改める。

第90号様式中

	経営場所	住所 (所在地)	
		氏名 (名 称)	
	特別徴収 義務者	住所 (所在地)	
		氏名 (名 称)	

を

○ 受付印	経営場所	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	特別徴収 義務者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	個人番号 (法人番号)		

に改める。

第91号様式中

特別徴収義務者 (経営者)	住所 (所在地)		経営場所	所在地	
	ふりがな 氏名 (名称)	(TEL)		ふりがな 名称	(TEL)

を

特別徴収義務者 (経営者)	住所 (所在地)		経営場所	所在地	
	ふりがな 氏名 (名称)	(TEL)		ふりがな 名称	
	個人番号 (法人番号)				(TEL)

に改める。

第98号様式の 5 中

「は、富山県税条例第97条第 2 号の競技会と認定したので通知します。」を

「は、富山県税条例第97条の競技会と認定したので通知します。」に改める。

第 100号様式及び第 103号様式中 「氏名 (名称) 」を

「氏名 (名称) 個人番号 (法人番号) 」に改める。

第 114号様式中

特別徴収義務者	住所 (所在地)	TEL
	ふりがな 氏名 (名称)	
	ふりがな 代表者氏名	

を

特別徴収義務者	住所 (所在地)	TEL
	ふりがな 氏名 (名称)	
	ふりがな 代表者氏名	
	個人番号 (法人番号)	

に改める。

第 118号様式中 「TEL 」を「法人番号 TEL 」に改める。

第 120号様式及び第 121号様式中 「TEL 」を

「個人番号 (法人番号) TEL 」に改める。

第 129号様式中 「氏名 (名称) 」を「氏名 (名称) 個人番号 (法人番号) 」に改める。

第 140号様式中 「納税義務者 住 (居) 所 (所在地) 氏名 (名称) 」を
Ⓜ

「納税義務者
 住(居)所(所在地)
 氏名(名称)
 個人番号(法人番号)

⑤に改める。」

第 143号様式中

償却資産の所有者	償却資産の所有者		
	個人番号 (法人番号)	氏名(名称)	住所(所在地)

を

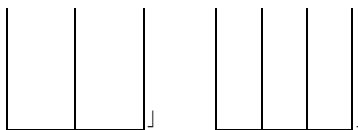
に改める。

第 144号様式中

償却資産の所有者	償却資産の所有者		
	氏名(名称)	住所(所在地)	個人番号 (法人番号)

を

に改める。



第 146号様式及び第 148号様式中

所有者住(居)所		所有者氏名又は名称	
----------	--	-----------	--

を

所有者住(居)所		所有者氏名又は名称	
個人番号又は法人番号			

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第98号様式の5の改正規定 公布の日

(2) 第28条第3項及び第4項の改正規定、第40条の表の改正規定（同表の(19)の項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める部分、同表の(18)の項中「第15条第4項後段」を「第15条の2の2第2項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める部分、同表の(17)の項中「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める部分及び同表の(16)の項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める部分を除く。）並びに第42条の改正規定並びに第12号様式(4)から第13号様式の2まで、第13号様式の4、第15号様式、第20号様式及び第21号様式の2の改正規定、第29号様式の改正規定（同様式中

「 納税者（特別徴収義務者） 住（居）所 （所在地） 氏 名 （名 称） 」	を 印	「納税者（特別徴収義務者） 住（居）所 （所在地） 氏 名 （名 称） 個人番号 （法人番号） 」	印
--	--------	--	---

に改める部分に限る。）、第31号様式の改正規定（同様式中

「 納税者（特別徴収義務者） 住 所（所在地） 氏 名（名 称） 」	を Ⓜ
--	--------

「 納税者（特別徴収義務者） 住 所（所在地） 氏 名（名 称） 個人番号（法人番号） 」	Ⓜ	に改める部分に限
--	---	----------

る。）、第39号様式、第42号様式、第42号様式の2、第42号様式の3、第43号様式(5)から第44号様式まで、第46号様式から第48号様式まで、第62号様式、第62号様式の2、第62号様式の4(1)から第62号様式の5(2)まで及び第65号様式か

ら第65号様式の2(2)までの改正規定、第65号様式の2(2)の次に2様式を加える改正規定並びに第72号様式から第73号様式の2まで、第75号様式(1)から第77号様式(3)まで、第79号様式(1)から第79号様式(6)まで、第80号様式(1)から第80号様式(7)まで、第84号様式の2、第85号様式、第90号様式、第91号様式、第100号様式、第103号様式、第114号様式、第118号様式、第120号様式、第121号様式、第129号様式、第140号様式、第143号様式、第144号様式、第146号様式及び第148号様式の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)